

自治体の取り組み

新技術活用支援制度

「しまね・ハツ・建設ブランド」について

島根県土木部 技術管理課長 福田 滋
ふくだ しげる

1. はじめに

島根県における公共事業を取り巻く状況は、公共事業予算の大幅な削減をはじめ非常に厳しいものとなっており、事業の実施に当たっては、従来にも増して選択と集中を図り、効率的に進めることが求められています。

こうした中、コスト縮減、環境負荷の軽減、リサイクルの推進については重要であり、優れた新技術・新工法を積極的に活用する必要性が高まっています。

また最近、県内の建設業者等においても新技術・新工法の開発の取り組みが積極的に行われていますが、公共事業への活用に関しては施工実績や確実性が求められ、こうした新技術は採用が難しく、普及が進まない状況も見受けられます。

島根県では、こうした状況を改善すべく、新技術活用支援制度「しまね・ハツ・建設ブランド」を定め、公共事業における新技術・新工法の活用機会の拡大を図っています。

2. 制度の概要について

(1) 制度の目的

この制度は、島根県内の建設業者ならびに建設

関連企業等が開発、施工または製造する新技術・新工法に対し、「公共事業で活用できる技術であるか」を主眼に評価を行い、「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行います。登録された技術については、県内の公共工事等での積極的な活用を図るとともに、「島根から全国へ」普及する足掛かりとしてPR活動を行い、県内建設関連企業の育成および活性化を図ることを目的としています。

(2) 本制度における新技術の定義

この制度における「新技術」とは、在来技術に替わる工法、施工材料および製品等新しく開発された技術で、建設現場において活用できるものとし、施工実績が少なく、「安全」「品質」「環境」「コスト縮減」「リサイクル」について改善または配慮がなされているものを対象としています。

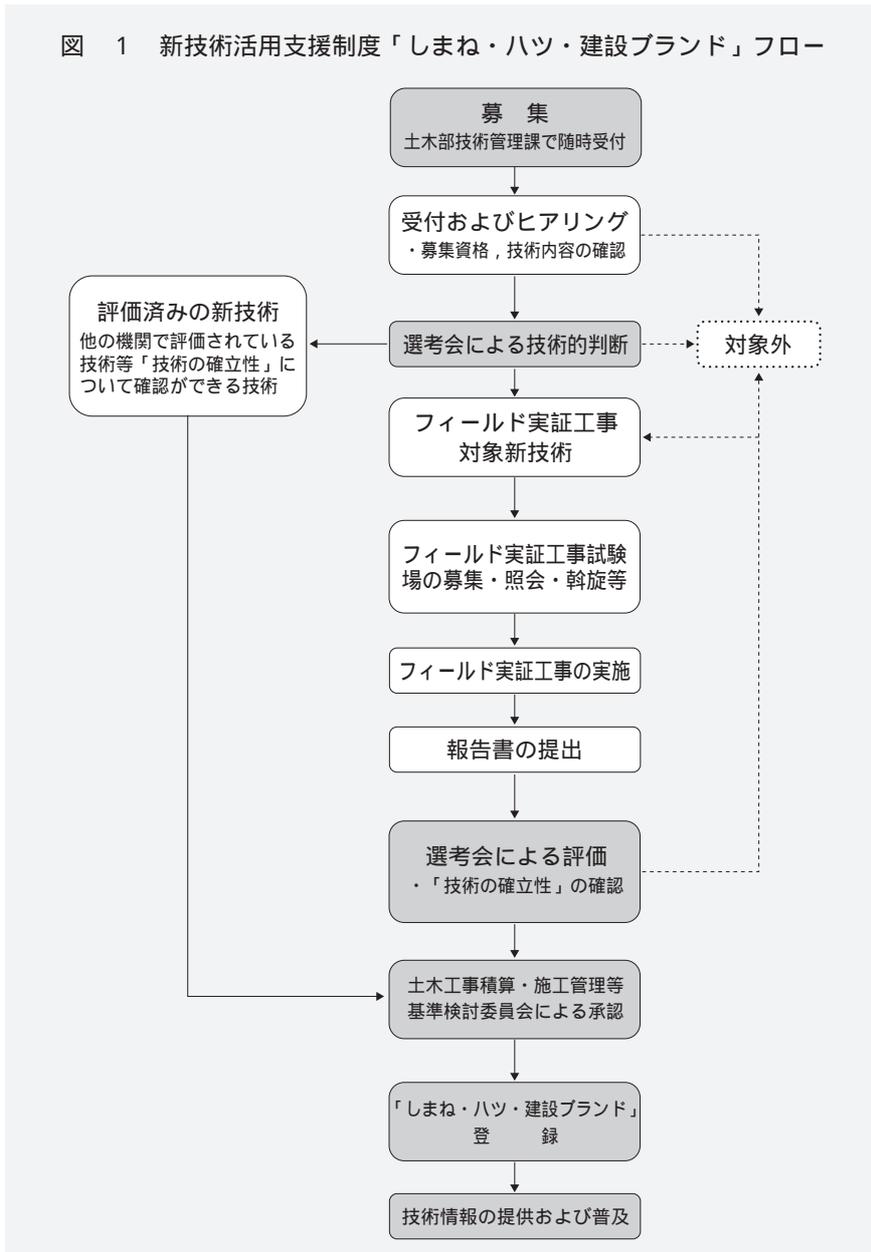
(3) 新技術の募集について

「しまね・ハツ・建設ブランド」の対象技術は、下記の県内3条件に適合するものとし、島根県公共工事共通仕様書やJIS規格等の技術基準に適合したものとしています。

また、他の公共機関等ですでに評価を受けている技術についても対象としています。

- ① 県内に本社のある建設業者および建設関連企業等が開発したもの
- ② 県内の建設業者および建設関連企業等で施工または製造されているもの
- ③ 主として県内産資材を使用しているもの

図 1 新技術活用支援制度「しまね・ハツ・建設ブランド」フロー



(4) 新技術の評価・登録について

本制度における募集から登録までの流れは、図 1 のとおりです。

募集があった新技術は、「公共事業への適用性」および「技術の確立性」について、課内に設置する選考会で評価を行い、土木部内で組織する土木工事積算・施工管理等基準検討委員会の承認を得て「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行います。

なお、登録については、県内に本社のある建設業者および建設関連企業等が開発した新技術を「Ⅰ種登録」とし、その他の技術は「Ⅱ種登録」としています。

選考会による技術的判断により、公共事業への活用は有効であるが「技術の確立性」について確証が得られないものについては、フィールド実証工事対技術とし、試験施工で検証します。

試験施工については、県の地方機関へ技術情報の提供を行い、フィールド実証工事の募集を行います。

一方、応募業者は実施（調査）計画書を作成し、当課や実施機関の監督員および元請け業者等と協議を行い、検証内容・検証方法等を決定します。

この計画書に基づいて工事の施工、管理、調査等を行い、工事完了後に結果報告書として提出させることとしています。

選考会では、この報告書に基づき評価・検討し、確証が得られた技術について「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行います。

3. 実施状況について

(1) 応募・登録状況について

平成16年3月の施行から、平成17年6月時点での応募件数は56件あり、このうち24件が県内建設企業等により開発された技術や製品でした。これまで10回の選考会を開催し、51件について審査を行いました。

応募・登録状況については、表 1 のとおりでありⅠ種登録技術について10件、Ⅱ種登録技術に

表 1 応募・登録状況（H17.7時点）

状況		分類		
		工法	材料・製品	計
応募件数		27	29	56
選考会審査済件数		25	26	51
審査結果	登録	I種	5	10
		II種	8	13
	フィールド実証技術		4	14
	継続審議（審査未了）または対象外		10	19

については13件を登録しています。

フィールド実証工事対象技術14件については、7件について10現場で試験施工を行っています。

(2) 登録技術等の情報提供について

本制度は登録した技術を「島根から全国へ」情報発信し、全国的な普及を目指すという大きな目標がありますが、まず県内で積極的に活用する必要があります。

このことから、昨年度は県の技術職員を対象とした説明会を県内3会場で、それぞれ3回ずつ開催しました。この説明会では、それぞれの応募企業によるプレゼンテーションという形式で登録技術の説明を行いました。

また、技術管理課のホームページに各登録技術等の概要やカタログ等の資料を掲載し、登録技術等の情報提供を行っています。

には建設業界の活性化や育成につながることから、それぞれの担当者が今年度工事で少なくとも一つの新技术を採用する「一人一新技术の活用」をスローガンに掲げ、積極的な活用を促します。

(2) 説明会の充実

島根県公共工事設計・測量・調査等業務委託共通仕様書を平成17年4月に改正し、設計業務における工法等の選定に当たっては、本制度「しまね・ハツ・建設ブランド」ならびに国土交通省の「NETIS」等の新技术についての検討を義務付けることにしました。

このことから、市町村や設計業務を受託するコンサルタントの職員等へも情報提供を行い、積極的な新技术の活用を図る必要があります。従来までのホームページによる情報提供に加え、本年度からは説明会に参加してもらえよう案内を行い、「しまね・ハツ・建設ブランド」の趣旨を徹底したいと思います。

4. 本年度の取り組みについて

本制度を制定してから約1年半が経過しました。「しまね・ハツ・建設ブランド」のネームバリューは広まりましたが、登録技術の活用数は100件程度と低調です。

今年度は登録技術の普及を図るため、下記の取り組みを行うこととしています。

(1) 一人一新技术の活用

「しまね・ハツ・建設ブランド」やNETIS登録技術などの新技术を活用するメリットや必要性の説明を徹底するほか、担当者の積極的な活用が採用技術の向上や担当者自らの技能の向上、さら

5. おわりに

厳しい財政状況にある本県においては、これまで以上に公共工事のコスト縮減を図り、効率的な社会基盤の整備を行っていく必要があります。その一つ的手段として、新技术の積極的な活用は有効な手段であると考えます。今後「しまね・ハツ・建設ブランド」を中心として本県における新技术の積極的な活用を推進していきたいと考えています。